

平成29年6月7日

株 主 各 位

富山市牛島町15番1号

北陸電力株式会社

代表取締役会長 久 和 進

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。以下のいずれかの方法により、平成29年6月27日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使サイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご使用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに各議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」を必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使とし、インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 富山市牛島町15番1号
北電ビル 2階大ホール

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本年から、株主総会当日に配布しておりましたお土産はとりやめさせていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第93期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告，連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第93期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案および第2号議案）>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役12名選任の件

<株主提案（第3号議案から第8号議案まで）>

- 第3号議案 定款一部変更の件（1）
- 第4号議案 定款一部変更の件（2）
- 第5号議案 定款一部変更の件（3）
- 第6号議案 定款一部変更の件（4）
- 第7号議案 定款一部変更の件（5）
- 第8号議案 定款一部変更の件（6）

上記各号議案の内容等は，後記の「株主総会参考書類」に記載してあります。

以 上

（添付書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は，インターネット上の当社ホームページ（<http://www.rikuden.co.jp/>）に掲載してお知らせいたします。）

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話を用いて、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。
【議決権行使サイトURL】 <http://www.web54.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご使用のうえ、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成29年6月27日（火曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願いいたします。
4. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主さまのご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ①インターネットにアクセスできること。
- ②パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Internet Explorer Ver.7以上を使用できること。
- ③携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、使用する機種が、128bit SSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bit SSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）
※Internet ExplorerはMicrosoft Corporationの登録商標です。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート
(専用ダイヤル) ☎0120-652-031 (午前9時～午後9時)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

I 企業集団の事業の概況

1 事業の経過および成果

当期の我が国経済は、設備投資に持ち直しの動きがみられたほか、良好な雇用環境の継続などにより、緩やかな回復基調が続きました。

また、期の後半に入り、海外経済の緩やかな回復を背景として輸出や生産が持ち直しました。

北陸地域の経済は、個人消費において一部に鈍さがみられたものの、北陸新幹線による交流人口増加の効果もあり、回復を続けました。

このような経済情勢の中、当年度の連結収支につきましては、売上高（営業収益）は、電気事業において小売販売電力量の増加や再生可能エネルギー発電促進賦課金が増加したものの、燃料費調整額が減少したことに加え、電気事業以外における請負工事等の受注の減少などから、前年度に比べ19億円減の5,425億円となり、これに営業外収益を加えた経常収益は9億円減の5,465億円となりました。

また、経常利益は、電気事業において、資材調達価格低減をはじめ経費全般にわたる徹底した効率化に努めたものの、高経年設備等に係る修繕費の増加、金利低下に伴う退職給付費用の増加および水力発電量の減少などにより、前年度に比べ260億円減の20億円となりました。これに、湯水準備金を取崩し、法人税等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損益は前年度に比べ135億円減の6億円の損失となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。

[電気事業]

当年度の小売販売電力量につきましては、電灯および業務用は、冬季の気温が前年より低かったことによる暖房需要の増加などから、前年度を上回りました。産業用その他は、機械が増加したことなどから、前年度を上回りました。

この結果、小売販売電力量は281億4百万キロワット時となり、前年度と比較しますと2.1%の増加となりました。

供給力につきましては、志賀原子力発電所1・2号機が引き続き運転できなかったことや出水率が93.6%と平年を下回ったことから、厳しい状況となりました。

しかしながら、お客さまに夏季および冬季の節電にご協力いただくとともに、水力・火力発電所の補修時期を調整するなど供給面での諸対策を講じた結果、供給を維持することができました。

収支につきましては、売上高は、燃料費調整額が減少したものの、小売販売電力量の増加に加え、再生可能エネルギー発電促進賦課金が増加したことなどから、前年度に比べ37億円増の4,967億円となりました。

また、営業利益は、資材調達価格低減をはじめ経費全般にわたる徹底した効率化に努めたものの、高経年設備等に係る修繕費の増加、金利低下に伴う退職給付費用の増加および水力発電量の減少などにより、前年度に比べ261億円減の29億円となりました。

[その他の事業]

売上高は、請負工事等の受注の減少などから、前年度に比べ63億円減の949億円、営業費用は、前年度に比べ50億円減の873億円となりました。この結果、営業利益は前年度に比べ13億円減の76億円となりました。

〈事業別の業績〉

	売上高		営業費用		営業利益	
	金額	増減	金額	増減	金額	増減
	億円	億円	億円	億円	億円	億円
電気事業	4,967	37	4,937	298	29	△ 261
その他の事業	949	△ 63	873	△ 50	76	△ 13
計	5,916	△ 26	5,811	248	105	△ 274
内部取引消去	△ 490	—	△ 490	—	△ 0	—
連結	5,425	△ 19	5,320	255	105	△ 275

2 対処すべき課題

(1) 対処すべき課題、経営の基本方針および経営戦略

電気事業をめぐる環境は、小売全面自由化に伴う競争激化に加え、電力システム改革貫徹のための一連の制度改革など、不連続な変化の真っ只中にあります。このような中、当社グループは、以下の5つの柱からなる経営方針のもと、諸課題にスピード感を持って対処してまいります。

「低廉で良質なエネルギーを安定的にお届けする」という社会的使命を果たし続けていくため、まずは、志賀原子力発電所の早期再稼働が最重要課題です。敷地内断層に関し、再開された適合性確認審査に的確に対応するとともに、安全性向上工事を着実に進め、地域の皆さまのご理解のもと、再稼働を成し遂げる所存です。また、厳しい競争環境を勝ち抜くため、聖域なきコスト削減や収益拡大に向けた取組みを強化するとともに、魅力あるサービスの充実等お客さまから選択いただくための営業活動を展開し、あらゆる点において競争力を高めてまいります。加えて、これまで築いてきた安全文化を更に深化させるとともに、全社的な業務品質の向上を図り、地域の皆さまから「信頼」され「安心」いただけるよう取り組んでまいります。

今後も北陸地域に根差した企業として、地域とともに発展できるよう、これらの取組みを着実に進め、皆さまから「信頼され選択される北陸電力グループ」を目指してまいります。

1. 安定供給を確保する

供給安定性、経済性に優れ、発電時にCO₂を排出しないことから、ベースロード電源として重要な役割を担う志賀原子力発電所の安全強化に徹底して取り組むとともに、新規制基準への適合性確認審査に的確に対応し、早期再稼働を目指してまいります。

また、高稼働が続いている水力・火力発電所の着実な補修や、流通設備の機能維持対策の計画的な実施により、安定供給の確保に向け、最大限努めてまいります。

2. 競争力を高める

小売全面自由化による厳しさを増す競争環境や、厳しい収支状況に対処するため、安全最優先を前提とした経営効率化の徹底や、志賀原子力発電所をはじめとした競争力ある電源の整備・活用、お客さまのニーズにより的確にお応えするサービスの展開等、あらゆる点において競争力を高め、事業基盤を強化してまいります。

3. グループ全体の収益性を高める

保有する経営資源を最大限活用し、LNG販売を含めた総合エネルギー事業を展開するとともに、グループ各社の競争力強化に向けた取組みに

より、グループ全体の収益性を高め、持続的成長を目指してまいります。

4. 電力システム改革に適應する

平成32年4月からの送配電部門の法的分離に対し、業務の中立性・透明性確保と最適な事業運営の両立に向け、着実に準備を進めてまいります。また、小売全面自由化の下での制度改革に対しても的確に対処し、着実な業務運営を行ってまいります。

5. 経営基盤を支える取組みを徹底する

安定供給や競争力強化、電力システム改革に向けた課題等に確実に対処し、当社グループが持続的に成長していくため、安全最優先の徹底をはじめとする安全文化の更なる深化や業務品質の向上を図るとともに、お客さまや地域の皆さまとの双方向対話活動を展開し、地域社会から信頼いただけるよう取り組んでまいります。

また、ダイバーシティの推進による活力ある職場づくりなど、個人・組織が能力を最大限発揮できるよう環境を整備してまいります。

(2) 目標とする経営指標

原子力発電所の再稼働時期が見通せないなど経営環境が不透明であることから、利益目標などの経営指標は設定しておりませんが、厳しい収支状況に対処していくため、経営基盤強化委員会を設置し、聖域を設けず経営効率化に取り組むとともに、電力の安定供給を確保する観点から、以下の経営指標を設定しております。

<良質で環境にやさしい電力の安定供給>

- ・お客さま一戸あたり停電回数：0.23回/年 程度

(経営効率化の主な取組み)

□従来からの取組み

- ・業務効率化等による人件費の削減
- ・施策の優先順位明確化による諸経費全般の削減
- ・火力発電所定期点検工程の見直し、低コストな近距離ソース炭の利用拡大等による燃料費の低減
- ・供給余力を最大限活用した卸電力取引所への販売

□更なる取組み

- ・仕様および工法の見直し、多様な調達方策の活用による資材調達価格の7%低減
- ・役員報酬の減額幅拡大、従業員賞与の減額
- ・諸経費の更なる削減

3 設備投資の状況

(1) 当年度における設備投資額

区 分	投 資 額
電 気 事 業	933 億円
その他の事業	29
合 計	962

(2) 当年度中に運転開始した主な設備

[当 社]

設備別	名 称	概 要	運転開始年月
発 電	片 貝 別 又 発 電 所	出力 4,500キロワット	平成28年4月

[日本海発電株式会社]

設備別	名 称	概 要	運転開始年月
発 電	三 国 風 力 発 電 所	出力 8,000キロワット	平成29年1月

(3) 当年度における主な建設中の設備

[当 社]

設備別	名 称	概 要	運転開始予定年月
発 電	富 山 新 港 火 力 発 電 所 L N G 1 号 機	出力 42万4,700キロワット	平成30年11月

4 資金調達の状況

(1) 社 債

発 行 額	償 還 額
700億円	504億円

(注) 発行額はすべて国内普通社債であります。

(2) 長期借入金

借 入 額	返 済 額
497億円	372億円

(3) 短期借入金

当年度における短期借入金の総借入額と総返済額を差し引きした結果、1億円の純増となりました。

5 財産および損益の状況の推移

区 分	平成25年度 (第90期)	平成26年度 (第91期)	平成27年度 (第92期)	平成28年度 (当期)(第93期)
売上高(億円) (営業収益)	5,096	5,327	5,445	5,425
経常利益(億円)	98	223	280	20
親会社株主に帰属する 当期純利益(億円)	25	89	128	△6
1株当たり当期純利益	12円05銭	43円05銭	61円74銭	△2円98銭
総資産(億円)	14,401	14,794	15,093	15,180

II 企業集団および当社の概況 (平成29年3月31日現在)

1 企業集団の主要な事業内容

電気事業

2 企業集団の主要な事業所等

(1) 当社の主要な事業所および発電所

本店	(富山市)
地域共生本部	(金沢市)
原子力本部	(石川県志賀町)
支店	富山支店(富山市), 石川支店(金沢市), 福井支店(福井市)
支社	高岡支社(高岡市), 魚津支社(魚津市), 七尾支社(七尾市), 小松支社(小松市), 丹南支社(越前市), 東京支社(東京都港区)
営業所	6か所(飛騨市, 南砺市, 輪島市, 珠洲市, 大野市, 敦賀市)
水力発電所 (出力8万 キロワット以上)	神通川第一発電所(富山市) 和田川第二発電所(富山市) 手取川第二発電所(白山市) 有峰第一発電所(富山市) 有峰第二発電所(富山市)
火力発電所 (出力25万 キロワット以上)	富山火力発電所(富山市) 福井火力発電所(坂井市) 富山新港火力発電所(射水市) 敦賀火力発電所(敦賀市) 七尾大田火力発電所(七尾市)
原子力発電所	志賀原子力発電所(石川県志賀町)

(2) 子会社等の本店

【連結子会社】	
日本海発電株式会社	(富山市)
北陸発電工事株式会社	(富山市)
北電テクノサービス株式会社	(富山市)
北陸電気工事株式会社	(富山市)
日本海コンクリート工業株式会社	(富山市)
北陸通信ネットワーク株式会社	(金沢市)
北電情報システムサービス株式会社	(富山市)
北陸エルネス株式会社	(富山市)
北電産業株式会社	(富山市)
日本海環境サービス株式会社	(富山市)
北電技術コンサルタント株式会社	(富山市)
北陸電力ビズ・エナジーソリューション株式会社	(富山市)
株式会社北陸電力リビングサービス	(富山市)
北電パートナーサービス株式会社	(富山市)
【持分法適用関連会社】	
株式会社ケーブルテレビ富山	(富山市)

3 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数 (前年度末比増減)
電 気 事 業	5,010名 (13名増加)
その他の事業	3,336名 (34名増加)
合 計	8,346名 (47名増加)

4 重要な子会社等の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
【連結子会社】	百万円	%	
日本海発電株式会社	7,350	100.0	発電事業
北陸発電工事株式会社	95	100.0	火力・原子力発電設備に関する工事
北電テクノサービス株式会社	50	100.0	水力発電・変電設備の保守
北陸電気工事株式会社	3,328	50.1	電気工事
日本海コンクリート工業株式会社	150	80.0	コンクリートポール・パイルの製造・販売
北陸通信ネットワーク株式会社	6,000	100.0	専用通信回線サービス, データ伝送回線サービス
北電情報システムサービス株式会社	50	100.0	ソフトウェアの開発・保守
北陸エルネス株式会社	200	75.0	LNGの販売
北電産業株式会社	100	100.0	不動産の賃貸・管理, 人材派遣, リース
日本海環境サービス株式会社	50	100.0	環境調査, 環境緑化
北電技術コンサルタント株式会社	50	100.0	土木・建築工事の調査・設計・監理
北陸電力ビズ・エネルギーソリューション株式会社	110	100.0	エネルギーソリューション事業
株式会社北陸電力リビングサービス	50	100.0	家庭向け営業業務
北電パートナーサービス株式会社	20	100.0	電力設備の保守, 電力関連施設の運営
【持分法適用関連会社】			
株式会社ケーブルテレビ富山	2,010	13.4	有線テレビ放送サービス

(注) 1 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

2 当社は、平成29年3月1日付で子会社として北陸電力ビズ・エネルギーソリューション株式会社を設立いたしました。

5 企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	758 <small>億円</small>
日本生命保険相互会社	735
株式会社日本政策投資銀行	468
株式会社北陸銀行	458
明治安田生命保険相互会社	325
株式会社北國銀行	264
第一生命保険株式会社	215
株式会社三菱東京UFJ銀行	178
株式会社三井住友銀行	161
三井生命保険株式会社	150

6 当社の株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 4億株
 (2) 発行済株式総数 2億1,033万3,694株
 (3) 株主数 9万5,074名
 (4) 大株主

株主名	持株数 および	出資比率
富山県	11,270 <small>千株</small>	5.4 %
株式会社北陸銀行	7,700	3.7
北陸電力従業員持株会	7,238	3.5
株式会社北國銀行	6,000	2.9
日本生命保険相互会社	5,941	2.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,608	2.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,361	2.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	3,598	1.7
株式会社みずほ銀行	3,341	1.6
株式会社富山第一銀行	2,740	1.3

(注) 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 自己株式の取得、処分および保有

	取得または 処分の株 数は	取得または 処分価額の 総額は
単元未満株式の買取り請求による取得	8,439 ^株	10 ^{百万円}
単元未満株式の買増し請求による処分	1,446	1
決算期における保有株式	1,535,989	—

(注) 上表における株式は全て普通株式であります。

7 当社の役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
久和進	代表取締役会長	北陸経済連合会会長 富山経済同友会代表幹事 とやま医療健康システム株式会社代表取締役社長 株式会社カターレ富山代表取締役会長 一般財団法人北陸産業活性化センター会長
金井豊	代表取締役社長 社長執行役員	黒部川電力株式会社代表取締役
赤丸準一	代表取締役副社長 副社長執行役員	
矢野茂	代表取締役副社長 副社長執行役員	富山共同自家発電株式会社代表取締役社長
西野彰純	代表取締役副社長 副社長執行役員 地域共生本部長 原子力本部長	
尾島志朗	取締役 常務執行役員 営業本部長	北陸電力ビズ・エナジーソリューション株式会社代表取締役社長
高林幸裕	取締役 常務執行役員	
石黒伸彦	取締役 常務執行役員 原子力本部副本部長	
園博昭	取締役 常務執行役員	日本海発電株式会社代表取締役社長
水野弘一	取締役 常務執行役員	北電テクノサービス株式会社代表取締役社長

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
深山 彬	取締役	
川田 達男	取締役	セーレン株式会社代表取締役会長兼最高経営責任者 KBセーレン株式会社代表取締役会長 Seiren U.S.A. Corporation取締役会長 福井商工会議所会頭 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ社外監査役 ダイキン工業株式会社社外取締役
高木 繁雄	取締役	富山商工会議所会頭 日医工株式会社社外取締役 セーレン株式会社社外監査役 川田テクノロジーズ株式会社社外監査役
湊見 隆昌	常勤監査役	
高松 正	常勤監査役	
細川 俊彦	監査役	弁護士 富山市個人情報保護審査会会長 富山市情報公開審査会会長 富山市行政不服審査会会長 富山県個人情報保護審査会会長 富山県都市計画審議会会長 富山県国土利用計画審議会会長
秋庭 悦子	監査役	特定非営利活動法人あすかエネルギーフォーラム理事長
伊東 忠昭	監査役	株式会社福井銀行取締役会長 株式会社エイチアンドエフ社外監査役

- (注) 1 取締役 深山 彬, 同 川田達男, 同 高木繁雄は, 社外取締役であります。
2 監査役 細川俊彦, 同 秋庭悦子, 同 伊東忠昭は, 社外監査役であります。
3 当社は, 社外取締役および社外監査役全員を, 株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し, 届け出ております。
4 当期中における取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

平成28年6月28日	取締役 常務執行役員 堀田正之, 同 長谷川俊行が退任 常勤監査役 高桑幸一が退任
平成28年6月28日	園 博昭, 水野弘一が取締役に就任 高松 正が監査役に就任
平成28年6月28日	取締役 園 博昭, 同 水野弘一が取締役 常務執行役員に就任
平成28年6月28日	監査役 高松 正が常勤監査役に就任

- 5 代表取締役会長 久和 進は, 平成29年4月24日, 富山県公安委員長に就任いたしました。
6 代表取締役会長 久和 進は, 平成29年4月27日, 富山経済同友会代表幹事を退任いたしました。
7 監査役 伊東忠昭は, 平成29年4月1日, 株式会社エイチアンドエフ社外監査役を退任いたしました。
8 常勤監査役 湊見隆昌は, 当社の経理部長を経験し, 財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には, 開示すべき関係はありません。

(2) 取締役および監査役に対する報酬等

取締役 15名 360百万円（うち社外取締役 3名 17百万円）
 監査役 6名 69百万円（うち社外監査役 3名 17百万円）

- (注) 1 上記には、第92回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名を含めております。
- 2 当年度（平成28年度）に係る役員賞与については、支給しないことといたしました。
- 3 株主総会決議による報酬限度額
 取締役 月額 42百万円
 監査役 月額 8百万円

(3) 当年度における社外役員の主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況（出席率）	監査役会出席状況（出席率）
社外 取締役	深山 彬	91%	
	川田 達男	82%	
	高木 繁雄	100%	
社外 監査役	細川 俊彦	100%	100%
	秋庭 悦子	100%	100%
	伊東 忠昭	100%	100%

上記出席状況のもと、各社外取締役は取締役会、各社外監査役は取締役会および監査役会における議論の中で、独立した客観的な立場から、経験と識見等を活かして有益な発言をしております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、同法第423条第1項に関する取締役および監査役の責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額としております。

Ⅲ 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2 当年度に係る会計監査人の報酬等の額および当該報酬等について監査役会が同意した理由

(1) 当社および子会社が支払うべき報酬等の額の合計額

54百万円

(2) (1)の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額の合計額

43百万円

(3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部門および会計監査人からの入手資料や報告聴取を通じて、会計監査人の監査計画、報酬見積りの算出根拠および前事業年度における職務執行状況等を総合的に検討した上で、同意しております。

(注) 当社子会社北陸電気工事株式会社の計算関係書類の監査は、太陽有限責任監査法人が行っております。

3 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合等、会計監査人が継続してその職責を遂行する上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行います。

4 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要は、次のとおりであります。

(1) 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

(2) 処分の内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止 3月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

(3) 処分理由

・株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期および平成25年3月期における財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

・当監査法人の運営が著しく不当と認められたため。

Ⅳ 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容およびその運用状況の概要

「業務の適正を確保するための体制の整備」についての取締役会決議の内容は以下のとおりです。

当社は、電気事業者として、安全最優先の徹底と法令等や企業倫理遵守のもと、効率的かつ公正・透明な事業活動を展開するため、業務の適正を確保するための体制の維持・改善に努めていく。

当社は、「隠さない風土」のもとで、この取組みを通じ業務品質の向上に努めるとともに、事業環境の変化に適応しつつ、引き続きお客さまをはじめ皆さまから「信頼され選択される北陸電力グループ」を目指していく。

1. 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役は、企業活動における法令等の遵守を明示した「行動規範」を定め、これを率先して実践するとともに、従業員がこれを遵守するよう適切に指導・監督を行う。
 - ・取締役会は、原則として月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から職務執行の状況について報告を受け、取締役の職務執行を監督する。また、社外取締役を交え、多様な視点を踏まえた意思決定及び監督を行う。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役は、取締役会議事録をはじめ、決裁文書等、取締役の職務執行に関する情報について、保存期間等の管理方法及び情報セキュリティ対策を明示した社内規則を定め、適切に管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・取締役は、自然災害、原子力災害その他当社の財産、社会的信頼等に重大な影響を与える事象に対し、これに迅速かつ的確に対応するため、「非常災害対策規程」「志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程）」「危機管理規程」等の社内規則にその対応手順や体制等を定める。また、各部所は、取締役の指揮のもと、定期的に訓練・教育等を実施し、事象発生時の迅速な復旧、被害拡大防止等の対応に備える。
 - ・取締役は、不確実性に伴う経営リスクについて、適宜把握・評価のうえ、取締役会にて毎年度策定する経営計画等の諸計画に反映するとともに、必要に応じて、組織の整備や全社横断的な委員会等を設置し、適切に対応する。
4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会への付議事項を含む重要事項については、原則として週1回開催する常務会及びその他の会議体において適宜審議する等、効率的な業務運営に努める。
 - ・取締役は、指揮命令系統及び各職位の責任・権限並びに業務手続きを社内規則において明確化するとともに、情報システムの活用により、迅速かつ適切な意思決定及び効率的な職務執行を図る。
5. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・社長を委員長とし、社外有識者を委員に含む「コンプライアンス推進委員会」を中心として、「行動規範」の周知徹底を図る等、コンプライアンスの全社的活動を推進するとともに、コンプライアンス上の問題を社内外から受け付ける企業倫理情報窓口（ホイッスル北電）の適切な運用を図る。また、反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては、全社をあげて毅然として対応する。
 - ・取締役は、設備の保安活動にあたり、法令等の遵守が確実に実行されるための体制・仕組みを社内規則に定め、適切な運用を図る。
 - ・取締役は、財務報告の信頼性を確保するための体制・仕組みを社内規則に定め、適切な運用を図る。
 - ・取締役は、社内規則の制定及び契約書の締結にあたり、法務部門が法令等との整合を審査する仕組みを社内規則に定め、適切な運用を図る。
 - ・内部監査部門は、法令等の遵守状況、その他従業員の職務執行の状況を把握し、その改善を図るため、定期的又は必要に応じて監査を実施し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ、適切な対応を図る。

6. 北陸電力グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・取締役は、北陸電力グループとして目指すべき基本的方向性及び経営目標を「グループ経営方針」として示し、グループ各社は、その達成を目指し取り組む。
 - ・取締役は、「グループ会社運営規程」を定め、グループ各社の経営上の重要事項について、事前協議を受ける体制を整備するほか、グループ経営協議会等を通じ、相互の緊密な連携を図る。
 - ・北陸電力グループ各社は、当社に準じて、法令遵守をはじめとする業務の適正を確保する体制・仕組みを整備し、適切な運用を図る。
7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役の職務を補助する専任組織として監査役室を置き、必要な人員を配置するとともに、その人事異動については監査役と事前協議を行う。
 - ・取締役及び従業員は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役会又は監査役に報告する。また、取締役及び従業員は、職務執行の状況等について、監査役が報告を求めた場合は、これに応じる。
 - ・取締役は、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう、適切に対応する。
 - ・取締役は、監査役の常務会等の重要会議への出席及び決裁文書の閲覧のほか、適切な予算の配分等、監査役が必要に応じ調査できる環境を整備する。
 - ・取締役は、監査役との定期的な意見交換を通じて相互認識を深めるとともに、内部監査部門は、監査役及びそのスタッフと緊密に連携し、監査役監査が効果的に行われるよう努める。
8. その他（附則）
 - ・非取締役の常務執行役員は、本決議文中の「取締役」に準ずる者として、業務の適正を確保するための体制整備に努める。

同体制の当該事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・「コンプライアンスの徹底」を「2016（H28）年度北陸電力グループの取組み」に掲げるとともに、社長メッセージの発信等により、従業員が「行動規範」を遵守するよう指導・監督を行っている。
 - ・取締役会を11回開催し、社外取締役を交え重要事項を協議・決定するとともに、取締役の職務執行を監督している。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・決裁書等の社内文書については、「文書規程」に基づき、管理・保管している。また、電子情報については「情報セキュリティ規程」に基づき、諸対策を実施している。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・「非常災害対策規程」「志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程）」「危機管理規程」等の社内規則に基づき、「全社防災訓練」「原子力防災訓練」等の各種訓練・教育を実施している。
 - ・業務に関連するリスクについては、適宜把握・評価のうえ年度の諸計画に反映するとともに、必要に応じて社内委員会等の部門横断的な会議体で審議している。
 - ・昨年9月に発生した「志賀原子力発電所2号機原子炉建屋内への雨水流入」に関しては、事実関係の調査、原因分析を行い、再発防止対策を策定のうえ、その実施に取り組むとともに、再発防止対策に係る活動を含む、原子力発電所の活動状況全般を監視する組織を、平成29年7月までに新たに設置予定である旨を公表している。
4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・会長及び役付執行役員で構成する「常務会」を47回開催し、取締役会付議事項を含む重要事

- 項を審議している。
- ・「組織規程」「職務権限規程」等により、職務執行のルール・手続きを明確化している。
5. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・「コンプライアンス推進委員会」を2回開催しているほか、「コンプライアンス推進月間」の設定等、法令遵守に係る各種取り組みを推進している。
 - ・「保安規程」「財務報告に係る内部統制規程」「法務審査要則」に基づき、各業務の適正確保に係る各種取り組みを実施している。
 - ・「考査規程」「原子力監査要則」に基づき、内部監査部門による監査を実施するとともに、その結果を取締役に報告している。
6. 北陸電力グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・「2016 (H28) 年度北陸電力グループ経営方針」を策定し、北陸電力グループの基本的方向性等を示している。
 - ・「グループ会社運営規程」に基づき、グループ各社から協議・報告を受ける事項を明確化するとともに、「グループ経営協議会」を随時開催し、相互連携を確保している。
 - ・グループ各社は、「業務の適正を確保するための体制の整備」を取締役会決議し、法令遵守をはじめとした各種取り組みを実施している。
 - ・なお、当年度新たにグループに加わった会社についても、諸規程の制定等、業務の適正を確保するための体制整備を着実に進めている。
7. 監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- ・「監査役室」を設置し、監査役の職務を補佐する専任スタッフを配置している。
 - ・「組織規程」に監査役への協力に関する事項を定め、取締役及び従業員は、監査役監査に誠実に対応するとともに、監査の実効性を高めるための各種環境を整備している。また、取締役及び内部監査部門は、適宜、監査役と意見交換を実施し、相互連携を確保している。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	1,239,443	固 定 負 債	957,518
電 気 事 業 固 定 資 産	786,948	社 債	444,893
水 力 発 電 設 備	107,613	長 期 借 入 金	406,874
汽 力 発 電 設 備	103,033	退 職 給 付 に 係 る 負 債	31,525
原 子 力 発 電 設 備	144,880	資 産 除 去 債 務	60,341
送 電 設 備	157,587	そ の 他	13,884
変 電 設 備	85,843	流 動 負 債	212,118
配 電 設 備	147,264	1年以内に期限到来の固定負債	85,554
業 務 設 備	32,916	短 期 借 入 金	16,127
その他の電気事業固定資産	7,809	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	32,704
そ の 他 の 固 定 資 産	41,210	未 払 税 金	8,240
固 定 資 産 仮 勘 定	179,717	そ の 他	69,492
建設仮勘定及び除却仮勘定	179,717	引 当 金	20,824
核 燃 料	101,641	渴 水 準 備 引 当 金	20,824
装 荷 核 燃 料	26,219	負 債 合 計	1,190,462
加 工 中 等 核 燃 料	75,422		
投 資 そ の 他 の 資 産	129,925	株 主 資 本	310,143
長 期 投 資	66,774	資 本 金	117,641
退 職 給 付 に 係 る 資 産	17,586	資 本 剰 余 金	33,994
繰 延 税 金 資 産	38,211	利 益 剰 余 金	161,842
そ の 他	7,546	自 己 株 式	△ 3,335
貸 倒 引 当 金(貸方)	△ 194	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	6,201
流 動 資 産	278,633	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,238
現 金 及 び 預 金	173,746	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 1,036
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	57,193	非 支 配 株 主 持 分	11,268
た な 卸 資 産	23,807	純 資 産 合 計	327,614
繰 延 税 金 資 産	4,760		
そ の 他	19,247		
貸 倒 引 当 金(貸方)	△ 121		
合 計	1,518,076	合 計	1,518,076

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	532,032	営業収益	542,572
電気事業営業費用	490,670	電気事業営業収益	496,118
その他事業営業費用	41,362	その他事業営業収益	46,453
営業利益	10,539		
営業外費用	12,478	営業外収益	3,951
支払利息	10,427	受取配当金	561
その他	2,050	受取利息	656
		有価証券売却益	937
		持分法による投資利益	35
		その他の他	1,761
当期経常費用合計	544,511	当期経常収益合計	546,523
当期経常利益	2,012		
湯水準備金引当又は取崩し	△ 656		
湯水準備引当金取崩し(貸方)	△ 656		
税金等調整前当期純利益	2,668		
法人税等	1,710		
法人税等	2,920		
法人税等調整額	△ 1,210		
当期純利益	958		
非支配株主に帰属する当期純利益	1,580		
親会社株主に帰属する当期純損失	622		

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他の 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当連結会計年度期首残高	117,641	33,994	172,899	△ 3,327	321,208	5,377	15	△ 2,436	2,955	9,839	334,003	
会計方針の変更による 累積的影響額			6		6						6	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	117,641	33,994	172,906	△ 3,327	321,215	5,377	15	△ 2,436	2,955	9,839	334,010	
当連結会計年度変動額												
剰余金の配当			△10,440		△10,440						△10,440	
親会社株主に帰属する 当期純損失			△ 622		△ 622						△ 622	
自己株式の取得				△ 10	△ 10						△ 10	
自己株式の処分			△ 1	3	1						1	
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△ 0			△ 0						△ 0	
株主資本以外の項目の 当該連結会計年度変動額 (純額)						1,860	△ 15	1,400	3,245	1,429	4,675	
当連結会計年度変動額合計	-	△ 0	△11,063	△ 7	△11,071	1,860	△ 15	1,400	3,245	1,429	△ 6,395	
当連結会計年度末残高	117,641	33,994	161,842	△ 3,335	310,143	7,238	-	△ 1,036	6,201	11,268	327,614	

連結注記表

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 14社
- ② 連結子会社の名称

日本海発電株式会社、北陸発電工事株式会社、北電テクノサービス株式会社、北陸電気工事株式会社、日本海コンクリート工業株式会社、北陸通信ネットワーク株式会社、北電情報システムサービス株式会社、北陸エルネス株式会社、北電産業株式会社、日本海環境サービス株式会社、北電技術コンサルタント株式会社、北陸電力ビズ・エナジーソリューション株式会社、株式会社北陸電力リビングサービス、北電パートナーサービス株式会社
当連結会計年度において、新たに設立した北陸電力ビズ・エナジーソリューション株式会社を連結の範囲に含めている。

- ③ 連結の範囲から除外した子会社の名称

株式会社パワー・アンド・IT、ホッコー商事株式会社、北陸電気商事株式会社、株式会社ジェスコ、株式会社プリテック

連結の範囲から除外した子会社は、事業内容、グループ内における取引高及び取引内容ほか、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等の規模からみて、これらを連結の範囲から除いても、連結計算書類に及ぼす影響に重要性が乏しい。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用関連会社の数 1社
- ② 持分法適用関連会社の名称
株式会社ケーブルテレビ富山
- ③ 持分法を適用しない非連結子会社の名称

株式会社パワー・アンド・IT、ホッコー商事株式会社、北陸電気商事株式会社、株式会社ジェスコ、株式会社プリテック

- ④ 持分法を適用しない関連会社の名称

黒部川電力株式会社、富山共同自家発電株式会社、日本海建興株式会社、北陸計器工業株式会社、北陸エナジス株式会社、北陸電機製造株式会社、有限責任事業組合遠隔看護支援協議会、北配電業株式会社

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、事業内容、グループ内における取引高及び取引内容ほか、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、これらを持分法の対象から除いても、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響に重要性が乏しい。

(3) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

当連結会計年度末の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

- (ロ) デリバティブ
時価法
- (ハ) たな卸資産
主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
有形固定資産は主として定率法、無形固定資産は定額法によっている。
なお、有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、その他連結計算書類の作成のための重要な事項に記載している。
- ③ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
 - (イ) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっている。
数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしている。
 - (ロ) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法
有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法により原子力発電施設解体費として計上する方法によっている。
 - (ハ) 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の計上方法
原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号。以下「改正法」という。）第4条第1項に基づき、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を使用済燃料再処理等拠出金費として計上する方法によっている。
なお、当該拠出金を使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）に納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することになる。
また、平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異の未計上残高については、平成31年度まで毎連結会計年度均等額を使用済燃料に係る拠出金として納付し、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第94号。以下「改正省令」という。）附則第4条に基づき、納付した金額を使用済燃料再処理等拠出金費として計上する。当連結会計年度末における未計上残高は2,438百万円である。

(追加情報)

平成28年10月1日に改正法及び改正省令が施行され、電気事業会計規則が改正されたことにより、従来、使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した現価相当額を引当計上していたが、同施行日以降は、改正法第4条第1項に規定する拠出金を、運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて使用済燃料再処理等拠出金費として計上することになった。

これに伴い、使用済燃料再処理等積立金2,706百万円は使用済燃料再処理等引当金と相殺の上取り崩すとともに、使用済燃料再処理等引当金409百万円及び使用済燃料再処理等準備引当金6,229百万円を、1年以内に期限到来の固定負債に6,232百万円、その他流動負債に406百万円振り替えた。このほか、使用済燃料再処理等引当金807百万円をその他固定負債に振り替えた。なお、改正法附則第7条に基づき一括納付することから1年以内に期限到来の固定負債に計上した金額は、当連結会計年度末に機構に納付済みである。

また、改正法施行前における使用済燃料再処理等引当金の算定における使用済燃料のうち再処理を行う具体的な計画を有するものとして経済産業大臣へ届け出た使用済燃料の量に応じて算定した現価相当額に係る見積差異の前連結会計年度末残高12,822百万円は改正法施行により認識しない。

(二) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2 会計方針の変更に関する注記

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日。以下「回収可能性適用指針」という。)を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直している。

回収可能性適用指針の適用については、連結子会社の一部において回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3)①から③に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産及び繰延税金負債の額と、前連結会計年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の額との差額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加算している。

この変更に伴う影響は軽微である。

(湯水準備引当金に関する省令(平成28年経済産業省令第53号)の施行)

平成28年4月1日に「湯水準備引当金に関する省令」(平成28年経済産業省令第53号。以下「新省令」という。)が施行され、「湯水準備引当金に関する省令」(昭和40年通商産業省令第56号。以下「旧省令」という。)は廃止された。これにより、積立て又は取崩しの額及び積立ての限度額は、旧省令に基づく方法により算定した金額に、特定小売供給に係る販売電力量を電気事業に係る販売電力量で除して得た値(特定小売供給割合)を乗じて算定している。

新省令の適用については、新省令附則第5条に定める取扱いに従っており、湯水準備引当金は、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)第1条の規定による改正前の電気事業法(昭和39年法律第170号)第36条第1項の規定が適用されないこととなった時に取り崩し、当該取り崩した額に相当する金額を利益剰余金に振り替えることになる。

これにより、従来の方法に比べ、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は2,842百万円減少している。

3 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

(当 社)

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債（１年以内に償還すべき金額を含む） 494,900百万円

株式会社日本政策投資銀行からの借入金（１年以内に返済すべき金額を含む）
45,873百万円

金融商品に関する会計基準における経過措置が適用される

債務履行引受契約により債務履行を委任した社債 58,200百万円

(連結子会社)

担保資産

その他の固定資産 5,817百万円

投資その他の資産 6百万円

担保付債務

長期借入金（１年以内に返済すべき金額を含む） 969百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,571,541百万円

(3) 保証債務等

① 以下の会社等の金融機関からの借入金に対する保証債務

日本原燃株式会社 35,422百万円

日本原子力発電株式会社 17,492百万円

従業員の住宅及び厚生資金借入 11,601百万円

合 計 64,516百万円

② 以下の会社が発行する社債に対する保証債務

日本原燃株式会社 404百万円

③ 社債の債務履行引受契約に係わる偶発債務

以下は、金融商品に関する会計基準における経過措置が適用される債務履行引受契約により債務履行を委任したものである。

北陸電力第250回国内普通社債 28,200百万円

北陸電力第281回国内普通社債 30,000百万円

合 計 58,200百万円

契約先別の偶発債務残高は以下のとおりである。

株式会社みずほ銀行 58,200百万円

(4) 渴水準備引当金は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条に基づく引当金である。

4 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

210,333,694株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	5,220	25	平成28年3月31日	平成28年6月29日
平成28年10月27日 取締役会	普通株式	5,220	25	平成28年9月30日	平成28年11月30日
計		10,440			

(3) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成29年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する。

① 配当金の総額

2,087百万円

② 1株当たり配当額

10円

③ 基準日

平成29年3月31日

④ 効力発生日

平成29年6月29日

なお、配当原資については利益剰余金を予定している。

5 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、電気事業の運営上必要な資金を、社債発行及び金融機関からの借入れ等により調達している。

長期投資（その他有価証券）は、主に株式であり、定期的に時価や発行体の財務及び事業状況等を確認している。

受取手形及び売掛金は、主に電灯料及び電力料であり、電気供給約款等に基づき、お客さまごとに期日及び残高管理を行っている。

有利子負債の殆どは、中長期的に利率が確定している社債や長期借入金で構成されていることから、市場金利の変動による業績への影響は限定的である。また、為替相場等の変動リスクに晒されている有利子負債は為替相場等の変動リスクの回避を行っている。

デリバティブ取引は、為替相場等の変動リスクの回避あるいは資金調達コストの低減を図る目的で行っており、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とした取引は行っていない。取引にあたっては、社内規程に基づき、信用度の高い金融機関を相手方として、通常業務から発生する債権債務等を対象に、執行箇所及び管理箇所を定め、代表取締役の承認を受けて行っている。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりである。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれていない((注)2参照)。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
資産			
① 長期投資 (その他有価証券)	17,177	17,177	—
② 現金及び預金	173,746	173,746	—
③ 受取手形及び売掛金	57,193	57,193	—
負債			
④ 社債 (※)	494,893	508,260	13,367
⑤ 長期借入金 (※)	439,985	461,755	21,770
⑥ 短期借入金	16,127	16,127	—
⑦ 支払手形及び買掛金	32,704	32,704	—

(※) 連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」として計上されているものが含まれている。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法

① 長期投資 (その他有価証券)

時価は、取引所の価格によっている。

② 現金及び預金、ならびに ③ 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

④ 社債

時価は、市場価格のある社債は市場価格に基づき、市場価格のない社債は、元利金の合計額を新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で割引く方法により算定している。

⑤ 長期借入金

時価は、元利金の合計額を新規に同様の調達を実施した場合に想定される利率で割引く方法により算定している。

⑥ 短期借入金、ならびに ⑦ 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(注) 2 非上場株式及び出資証券等(連結貸借対照表計上額36,700百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれる。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「① 長期投資 (その他有価証券)」には含まれていない。

6 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,515円08銭
(2) 1株当たり親会社株主に帰属する当期純損失	2円98銭

7 その他の注記

連結計算書類の用語、様式及び作成方法については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に準拠し、「電気事業会計規則」(昭和40年通商産業省令第57号)に準じて作成している。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	1,218,612	固 定 負 債	943,218
電 気 事 業 固 定 資 産	786,420	社 債	444,993
水 力 発 電 設 備	100,399	長 期 借 入 金	405,783
汽 力 発 電 設 備	103,383	リ ー ス 債 務	3
原 子 力 発 電 設 備	145,462	関 係 会 社 長 期 債 務	122
内 燃 力 発 電 設 備	48	退 職 給 付 引 当 金	18,812
新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 設 備	2,385	資 産 除 去 債 務	60,341
送 電 設 備	159,701	雑 固 定 負 債	13,161
変 電 設 備	86,513	流 動 負 債	209,940
配 電 設 備	155,218	1年以内に期限到来の固定負債	85,086
業 務 設 備	33,191	短 期 借 入 金	15,000
貸 付 設 備	116	買 掛 金	20,027
附 帯 事 業 固 定 資 産	1,872	未 払 金	14,808
事 業 外 固 定 資 産	9,297	未 払 費 用	43,861
固 定 資 産 仮 勘 定	178,148	未 払 税 金	5,284
建 設 仮 勘 定	178,119	預 り 金	309
除 却 仮 勘 定	28	関 係 会 社 短 期 債 務	20,240
核 燃 料	101,641	諸 前 受 金	5,322
装 荷 核 燃 料	26,219	雑 流 動 負 債	0
加 工 中 等 核 燃 料	75,422	引 当 金	20,824
投 資 そ の 他 の 資 産	141,232	渴 水 準 備 引 当 金	20,824
長 期 投 資	65,124	負 債 合 計	1,173,983
関 係 会 社 長 期 投 資	28,071	株 主 資 本	279,525
長 期 前 払 費 用	1,429	資 本 金	117,641
前 払 年 金 費 用	18,193	資 本 剰 余 金	33,993
繰 延 税 金 資 産	28,442	資 本 準 備 金	33,993
貸 倒 引 当 金(貸方)	△ 29	利 益 剰 余 金	131,225
流 動 資 産	242,069	利 益 準 備 金	28,386
現 金 及 び 預 金	157,059	そ の 他 利 益 剰 余 金	102,838
売 掛 金	44,419	海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	8
諸 未 収 入 金	4,066	別 途 積 立 金	70,000
貯 蔵 品	20,573	繰 越 利 益 剰 余 金	32,830
前 払 費 用	4,291	自 己 株 式	△ 3,335
関 係 会 社 短 期 債 権	1,079	評 価 ・ 換 算 差 額 等	7,172
繰 延 税 金 資 産	3,673	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,172
雑 流 動 資 産	7,026	純 資 産 合 計	286,698
貸 倒 引 当 金(貸方)	△ 120		
合 計	1,460,682	合 計	1,460,682

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	495,049	営 業 収 益	497,617
電 気 事 業 営 業 費 用	494,176	電 気 事 業 営 業 収 益	496,612
水 力 発 電 費	22,634	電 灯 料	156,920
汽 力 発 電 費	155,440	電 力 料	276,992
原 子 力 発 電 費	45,519	地 帯 間 販 売 電 力 料	1,102
内 燃 力 発 電 費	55	他 社 販 売 電 力 料	29,976
新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 費	335	託 送 収 益	1,655
地 帯 間 購 入 電 力 料	1,148	事 業 者 間 精 算 収 益	483
他 社 購 入 電 力 料	67,731	再 エ ネ 特 措 法 交 付 金	25,569
送 電 費	26,174	電 気 事 業 雑 収 益	3,892
変 電 費	14,823	貸 付 設 備 収 益	19
配 電 費	43,971		
販 売 費	14,424		
貸 付 設 備 費	14		
一 般 管 理 費	32,188		
接 続 供 給 託 送 料	145		
再 エ ネ 特 措 法 納 付 金	53,235		
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	780		
電 源 開 発 促 進 税	10,593		
事 業 税	4,986		
電 力 費 振 替 勘 定 (貸 方)	△ 27		
附 帯 事 業 営 業 費 用	872	附 帯 事 業 営 業 収 益	1,005
熱 供 給 受 託 事 業 営 業 費 用	275	熱 供 給 受 託 事 業 営 業 収 益	452
設 備 貸 付 事 業 営 業 費 用	591	設 備 貸 付 事 業 営 業 収 益	546
そ の 他 附 帯 事 業 営 業 費 用	5	そ の 他 附 帯 事 業 営 業 収 益	6
営 業 利 益	(2,568)		
営 業 外 費 用	11,857	営 業 外 収 益	6,032
財 務 費 用	10,649	財 務 収 益	4,158
支 払 利 息	10,396	受 取 配 当 金	3,527
社 債 発 行 費	252	受 取 利 息	630
事 業 外 費 用	1,208	事 業 外 収 益	1,874
固 定 資 産 売 却 損	8	固 定 資 産 売 却 益	16
雑 損 失	1,200	雑 収 益	1,857
当 期 経 常 費 用 合 計	506,906	当 期 経 常 収 益 合 計	503,650
当 期 経 常 損 失	3,256		
渴 水 準 備 金 引 当 又 は 取 崩 し	△ 656		
渴 水 準 備 引 当 金 取 崩 し (貸 方)	△ 656		
税 引 前 当 期 純 損 失	2,599		
法 人 税 等	△ 751		
法 人 税 等	4		
法 人 税 等 調 整 額	△ 755		
当 期 純 損 失	1,848		

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
				海外投資等損失準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当事業年度期首残高	117,641	33,993	28,386	10	70,000	45,119	143,515	△ 3,327	291,823
当事業年度変動額									
海外投資等損失準備金の取崩				△ 1		1	-		-
剰余金の配当						△10,440	△10,440		△10,440
当期純損失						△ 1,848	△ 1,848		△ 1,848
自己株式の取得							-	△ 10	△ 10
自己株式の処分						△ 1	△ 1	3	1
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額(純額)									
当事業年度変動額合計	-	-	-	△ 1	-	△12,288	△12,290	△ 7	△12,298
当事業年度末残高	117,641	33,993	28,386	8	70,000	32,830	131,225	△ 3,335	279,525

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当事業年度期首残高	5,325	15	5,340	297,163
当事業年度変動額				
海外投資等損失準備金の取崩				-
剰余金の配当				△10,440
当期純損失				△ 1,848
自己株式の取得				△ 10
自己株式の処分				1
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額(純額)	1,847	△ 15	1,832	1,832
当事業年度変動額合計	1,847	△ 15	1,832	△10,465
当事業年度末残高	7,172	-	7,172	286,698

個別注記表

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(イ) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(ロ) その他有価証券

時価のあるもの

当期末の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

石炭、燃料油、バイオマス燃料及び一般貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法、無形固定資産は定額法によっている。

なお、有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項に記載している。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。なお、当社の確定給付企業年金制度については、当期末における年金資産が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を加減した額を上回っているため、前払年金費用として計上している。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

(4) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

② 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平

成元年通商産業省令第30号)の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法により原子力発電施設解体費として計上する方法によっている。

③ 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」(平成28年法律第40号。以下「改正法」という。)第4条第1項に基づき、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を使用済燃料再処理等拠出金費として計上する方法によっている。

なお、当該拠出金を使用済燃料再処理機構(以下「機構」という。)に納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することになる。

また、平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異の未計上残高については、平成31年度まで毎期均等額を使用済燃料に係る拠出金として納付し、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(平成28年経済産業省令第94号。以下「改正省令」という。)附則第4条に基づき、納付した金額を使用済燃料再処理等拠出金費として計上する。当期末における未計上残高は2,438百万円である。

(追加情報)

平成28年10月1日に改正法及び改正省令が施行され、電気事業会計規則が改正されたことにより、従来、使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した現価相当額を引当計上していたが、同施行日以降は、改正法第4条第1項に規定する拠出金を、運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて使用済燃料再処理等拠出金費として計上することになった。

これに伴い、使用済燃料再処理等積立金2,706百万円は使用済燃料再処理等引当金と相殺の上取り崩すとともに、使用済燃料再処理等引当金409百万円及び使用済燃料再処理等準備引当金6,229百万円を、1年以内に期限到来の固定負債に6,232百万円、未払費用に406百万円振り替えた。このほか、使用済燃料再処理等引当金807百万円を雑固定負債に振り替えた。なお、改正法附則第7条に基づき一括納付することから1年以内に期限到来の固定負債に計上した金額は、当期末に機構に納付済みである。

また、改正法施行前における使用済燃料再処理等引当金の算定における使用済燃料のうち再処理を行う具体的な計画を有するものとして経済産業大臣へ届け出た使用済燃料の量に応じて算定した現価相当額に係る見積差異の前期末残高12,822百万円は改正法施行により認識しない。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2 会計方針の変更に関する注記

湯水準備引当金に関する省令(平成28年経済産業省令第53号)の施行

平成28年4月1日に「湯水準備引当金に関する省令」(平成28年経済産業省令第53号。以下「新省令」という。)が施行され、「湯水準備引当金に関する省令」(昭和40年通商産業省令第56号。以下「旧省令」という。)は廃止された。これにより、積立て又は取崩しの額及び積立ての限度額は、旧省令に基づく方法により算定した金額に、特定小売供給に係る販売電力量を電気事業に係る販売電力量で除して得た値(特定小売供給割合)を乗じて算定している。

新省令の適用については、新省令附則第5条に定める取扱いに従っており、湯水準備引当金は、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)第1条の規定による改正前の電気事業法(昭和39年法律第170号)第36条第1項の規定が適用されないこととなった時に取り崩し、当該取り崩した額に相当する金額を繰越利益剰余金に振り替えることになる。

これにより、従来の方法に比べ、当期の税引前当期純損失は2,842百万円増加している。

3 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債（1年以内に償還すべき金額を含む）	495,000百万円
株式会社日本政策投資銀行からの借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）	45,873百万円

金融商品に関する会計基準における経過措置が適用される債務履行引受契約により債務履行を委任した社債	58,200百万円
--	-----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,501,338百万円

(3) 保証債務等

① 以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務

日本原燃株式会社	35,422百万円
日本原子力発電株式会社	17,492百万円
合 計	52,915百万円

② 以下の会社が発行する社債に対する保証債務

日本原燃株式会社	404百万円
----------	--------

③ 社債の債務履行引受契約に係わる偶発債務

以下は、金融商品に関する会計基準における経過措置が適用される債務履行引受契約により債務履行を委任したものである。

第250回国内普通社債	28,200百万円
第281回国内普通社債	30,000百万円
合 計	58,200百万円

契約先別の偶発債務残高は以下のとおりである。

株式会社みずほ銀行	58,200百万円
-----------	-----------

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

長期金銭債権	831百万円
短期金銭債権	1,079百万円
長期金銭債務	122百万円
短期金銭債務	20,467百万円

(5) 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

設備貸付事業	専用固定資産	1,867百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	2百万円
	合 計	1,869百万円

(6) 湯水準備引当金は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条に基づく引当金である。

4 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との営業取引による取引高

費用	44,797百万円
収益	859百万円

(2) 関係会社との営業取引以外の取引高 267百万円

5 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末における自己株式の種類及び総数
普通株式

1,535,989株

6 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却費損金算入限度超過額	13,094百万円
資産除去債務	8,514百万円
湯水準備引当金	5,820百万円
退職給付引当金	5,264百万円
繰越欠損金	4,369百万円
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理費用	3,608百万円
法人税法上の繰延資産損金算入限度超過額	1,801百万円
その他	12,332百万円
繰延税金資産小計	54,805百万円
評価性引当額	△ 8,189百万円
繰延税金資産合計	46,616百万円

繰延税金負債

資産除去債務相当資産	△ 6,599百万円
前払年金費用	△ 5,091百万円
その他有価証券評価差額金	△ 2,806百万円
その他	△ 3百万円
繰延税金負債合計	△14,500百万円
繰延税金資産の純額	32,115百万円

(追加情報)

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当期から適用している。

7 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,373円09銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 8円85銭 |

8 その他の注記

- 「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(平成28年経済産業省令第94号)により、電気事業会計規則が改正されたため、当期の計算書類は、改正後の電気事業会計規則に基づいて作成している。
- 電気事業会計規則の改正に伴う計上科目の変更

平成28年4月1日に「電気事業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第72号)及び「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(平成28年経済産業省令第50号)が施行され、「電気事業会計規則」が改正されたことに伴い、従来、地帯間販売電力料・地帯間購入電力料に計上していた取引のうち、地帯間電力融通契約に該当しなくなった取引について、他社販売電力料及び他社購入電力料に計上することとなった。

なお、この変更に伴う当期の営業利益、当期経常損失及び税引前当期純損失への影響はない。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

北陸電力株式会社

代表取締役会長 久 和 進 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 光 完 治 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 川 正 房 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春 日 淳 志 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北陸電力株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北陸電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月15日

北陸電力株式会社

代表取締役会長 久 和 進 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田 光 完 治 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西 川 正 房 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 春 日 淳 志 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北陸電力株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店、支店、支社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

なお、志賀原子力発電所の安全対策の実施状況等を確認しておりますが、今後ともその取組状況を注視してまいります。

平成29年5月18日

北陸電力株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	湊 見 隆 昌	㊟
常 勤 監 査 役	高 松 正	㊟
監査役(社外監査役)	細 川 俊 彦	㊟
監査役(社外監査役)	秋 庭 悦 子	㊟
監査役(社外監査役)	伊 東 忠 昭	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案および第2号議案）>

第1号議案および第2号議案は、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配分にあたりましては、安定配当を継続し、株主の皆さまにお応えしていくとともに、経営基盤の安定・強化に資するため、内部留保の充実を図っていくことを基本方針としております。

事業報告でご報告いたしましたとおり、当年度の厳しい収支状況や財務状況などを総合的に勘案し、期末における配当金につきましては、1株につき10円とさせていただきたいと存じます。

第93期 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株あたりの期末配当金	10円
期末配当金総額	2,087,977,050円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成29年6月29日

第2号議案 取締役12名選任の件

現任取締役13名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化を図るため、取締役を1名減員し、取締役12名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

(五十音順、※印は新任候補者)

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	※ 安 宅 建 樹 (昭和25年7月13日生)	昭和48年4月 株式会社北國銀行入行 平成16年6月 同行専務取締役 平成18年6月 同行代表取締役頭取(現在に至る) 平成18年7月 社団法人石川県銀行協会(現一般社団法人石川県銀行協会)会長(現在に至る) 平成26年4月 一般社団法人金沢経済同友会代表幹事 平成28年11月 金沢商工会議所会頭(現在に至る) <重要な兼職の状況> 株式会社北國銀行代表取締役頭取 金沢商工会議所会頭 一般社団法人石川県銀行協会会長 澁谷工業株式会社社外監査役	0株
<p><取締役候補者の選任理由> 株式会社北國銀行代表取締役頭取であり、経営に関する幅広い知識・経験を有しており、その企業経営者としての豊富な経験や識見を客観的な立場から当社の経営に活かして頂くため、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	石 黒 伸 彦 (昭和32年7月23日生)	昭和58年4月 当社入社 平成23年6月 当社支配人原子力本部 志賀原子力発電所所長代理 平成24年6月 当社執行役員石川支店長 平成27年6月 当社取締役 常務執行役員(現在に至る) 当社原子力本部副部長委嘱(現在に至る)	14,062株
<p><取締役候補者の選任理由> 昭和58年の入社以来、主に原子力発電関係業務に従事し、現在、取締役 常務執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	尾 島 志 朗 (昭和32年6月15日生)	昭和56年4月 当社入社 平成24年6月 当社執行役員営業本部 営業部長 平成26年6月 当社常務取締役 当社営業本部長委嘱(現在に至る) 平成27年6月 当社取締役 常務執行役員(現在に至る) <重要な兼職の状況> 北陸電力ビズ・エナジーソリューション株式会社代表取締役社長	12,200株
	<取締役候補者の選任理由> 昭和56年の入社以来, 主に経営企画・営業関係業務に従事し, 現在, 取締役 常務執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており, 引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
4	金 井 豊 (昭和29年10月19日生)	昭和52年4月 当社入社 平成22年6月 当社常務取締役 平成25年6月 当社代表取締役副社長 平成27年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員(現在に至る) <重要な兼職の状況> 黒部川電力株式会社代表取締役	24,355株
	<取締役候補者の選任理由> 昭和52年の入社以来, 主に原子力発電関係業務に従事し, 現在, 代表取締役社長 社長執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており, 引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	川 田 達 男 <small>かわ だ たつ お</small> (昭和15年1月27日生)	昭和37年3月 福井精練加工株式会社(現セーレン株式会社)入社 昭和60年8月 セーレン株式会社常務取締役 昭和62年8月 同社代表取締役社長 平成15年6月 同社代表取締役社長兼最高執行責任者 平成17年10月 同社代表取締役社長兼最高執行責任者兼最高経営責任者 平成18年6月 福井県経営者協会会長 平成20年6月 当社監査役 平成21年3月 福井商工会議所会頭(現在に至る) 平成23年6月 セーレン株式会社代表取締役会長兼社長兼最高執行責任者兼最高経営責任者 平成26年6月 同社代表取締役会長兼最高経営責任者(現在に至る) 平成27年6月 当社取締役(現在に至る) <重要な兼職の状況> セーレン株式会社代表取締役会長兼最高経営責任者 KBセーレン株式会社代表取締役会長 Seiren U.S.A. Corporation取締役会長 福井商工会議所会頭 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ社外監査役 ダイキン工業株式会社社外取締役	20,200株
<取締役候補者の選任理由> セーレン株式会社代表取締役会長兼最高経営責任者であり、経営に関する幅広い知識・経験を有しており、その企業経営者としての豊富な経験や識見を客観的な立場から当社の経営に活かして頂くため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			
6	久 和 進 <small>きゅう わ すす</small> (昭和24年6月22日生)	昭和47年4月 当社入社 平成15年6月 当社取締役 平成16年6月 当社常務取締役 平成19年6月 当社代表取締役副社長 平成22年4月 当社代表取締役社長 平成27年6月 当社代表取締役会長(現在に至る) <重要な兼職の状況> 北陸経済連合会会長 富山県公安委員長 とやま医療健康システム株式会社代表取締役社長 株式会社カターレ富山代表取締役会長 一般財団法人北陸産業活性化センター会長	77,504株
<取締役候補者の選任理由> 昭和47年の入社以来、主に電流流通関係業務に従事し、現在、代表取締役会長を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
7	※ 須河元信 (昭和35年1月1日生)	昭和57年4月 当社入社 平成24年6月 当社支配人経理部長 平成26年6月 当社執行役員人事労務部長 平成28年6月 当社常務執行役員（現在に至る） ＜重要な兼職の状況＞ 北電パートナーサービス株式会社代表取締役社長	10,000株
	＜取締役候補者の選任理由＞ 昭和57年の入社以来、主に経営企画・経理・人事関係業務に従事し、現在、常務執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており、新たに取締役として選任をお願いするものであります。		
8	その 園博昭 (昭和31年1月22日生)	昭和54年4月 当社入社 平成23年6月 当社執行役員技術開発研究所長 平成26年6月 当社執行役員品質管理部長 平成27年6月 当社常務執行役員 平成28年6月 当社取締役 常務執行役員（現在に至る） ＜重要な兼職の状況＞ 日本海発電株式会社代表取締役社長	15,700株
	＜取締役候補者の選任理由＞ 昭和54年の入社以来、主に火力発電関係業務に従事し、現在、取締役 常務執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
9	たか き しげ お 雄 高 木 繁 雄 (昭和23年4月2日生)	昭和46年4月 株式会社北陸銀行入行 平成10年6月 同行取締役 平成14年6月 同行代表取締役頭取 平成14年7月 社団法人富山県銀行協会（現一般社団法人富山県銀行協会）会長 平成15年9月 株式会社ほくぎんフィナンシャルグループ（現株式会社ほくほくフィナンシャルグループ）代表取締役社長 平成21年4月 富山経済同友会代表幹事 平成25年6月 株式会社北陸銀行特別顧問 平成25年11月 富山商工会議所会頭（現在に至る） 平成26年6月 当社監査役 平成27年6月 当社取締役（現在に至る） 平成28年7月 株式会社北陸銀行特別参与（現在に至る） <重要な兼職の状況> 富山商工会議所会頭 日医工株式会社社外取締役 セーレン株式会社社外監査役 川田テクノロジーズ株式会社社外監査役	6,400株
<取締役候補者の選任理由> 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ代表取締役社長および株式会社北陸銀行代表取締役頭取を経験されるなど、経営に関する幅広い知識・経験を有しており、その企業経営者としての豊富な経験や識見を客観的な立場から当社の経営に活かして頂くため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			
10	たか ぼし ゆき ひみ 高 林 幸 裕 (昭和33年7月2日生)	昭和56年4月 当社入社 平成23年6月 当社支配人経営企画部部长 平成24年6月 当社執行役員経営企画部部长 平成27年6月 当社取締役 常務執行役員（現在に至る）	13,212株
<取締役候補者の選任理由> 昭和56年の入社以来、主に経営企画関係業務に従事し、現在、取締役 常務執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
11	みず の こう いち 水 野 弘 一 (昭和33年11月20日生)	昭和58年4月 当社入社 平成23年6月 当社支配人電力流通部部长（送变电計画担当） 平成25年6月 当社支配人電力流通部部长 平成26年6月 当社執行役員電力流通部部长 平成28年6月 当社取締役 常務執行役員（現在に至る） <重要な兼職の状況> 北電テクノサービス株式会社代表取締役社長	2,504株
<取締役候補者の選任理由> 昭和58年の入社以来、主に電力流通関係業務に従事し、現在、取締役 常務執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
12	矢野茂 (昭和32年8月29日生)	昭和55年4月 当社入社 平成21年6月 当社執行役員経営企画部長 平成24年6月 当社常務取締役 平成27年6月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 富山共同自家発電株式会社代表取締役社長	23,312株
<p><取締役候補者の選任理由> 昭和55年の入社以来, 主に営業・経営企画関係業務に従事し, 現在, 代表取締役副社長 副社長執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており, 引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注)
- 安宅建樹, 川田達男および高木繁雄の各氏は, 社外取締役候補者であります。
 - 川田達男, 高木繁雄の両氏につきましては, 株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し, 届け出ております。また, 安宅建樹氏につきましては, 同氏の選任が承認可決された場合には, 株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し, 届け出る予定であります。
 - 高木繁雄氏が平成25年6月まで代表取締役頭取として在任していた株式会社北陸銀行は, 平成24年12月7日に北陸財務局より銀行法第26条第1項に基づく業務改善命令を受けました。内容は, デリバティブを始めとする金融商品の販売等に係る業務運営の適切性を確保するため, 経営管理態勢, 内部管理態勢および法令等遵守態勢の充実・強化を図ることでした。同氏は同行代表取締役頭取として日頃からコンプライアンスを経営の重要課題の一つとして位置づけ, 不正行為防止のための方策を役員に徹底するよう指示しておりましたが, その指示が全員に徹底されていなかったものです。当該不祥事発生後は, 全行的な法令等遵守意識の向上と相互牽制機能の充実・強化等の再発防止策を講じて, 内部監査態勢の強化および役職員の教育の充実等について指示するなど, その職責を果たしました。こうした取り組みの結果, 当該業務改善命令につきましては, 平成27年6月23日をもって解除されております。
 - 川田達男, 高木繁雄の両氏は, 現在, 当社の社外取締役であり, 就任してからの年数は, 両氏とも本総会終結の時をもって2年であります。なお, 両氏とも, 過去, 当社の社外監査役でありました。
 - 当社は, 川田達男, 高木繁雄の両氏との間で, 会社法第423条第1項に関する取締役の責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しており, 両氏の選任が承認可決された場合には, 当該契約を継続する予定であります。また, 当社は, 安宅建樹氏の選任が承認可決された場合には, 同氏との間においても, 同様の契約を締結する予定であります。

<株主提案（第3号議案から第8号議案まで）>

第3号議案から第8号議案までは、株主提案によるものであります。

なお、提案株主（111名）の議決権の数は、1,261個であります。

第3号議案 定款一部変更の件（1）

○議案内容

以下の章を新設する。

第7章 原子力発電事業からの全面撤退

第44条 本社は原子力発電事業から速やかに撤退するために、志賀原子力発電所1号機および2号機の廃炉措置について、ただちに必要な検討を開始する。

第45条 日本原子力発電株式会社敦賀発電所からの受電契約は解約する。

第46条 本会社が東京電力ホールディングス株式会社および中部電力株式会社と締結した「原子力安全向上にかかる相互技術協力」について、本社は“原子力災害が発生した場合の事故収束活動支援や住民避難支援等の相互協力”にのみ関与し、原子力発電所の稼働を前提とする運転員技能向上等には一切関わらない。

第47条 本社は、自然エネルギーの宝庫である北陸地域の特性を活かした再生可能エネルギーを中心とする電力および熱供給事業を営む。

○提案理由

福島原発事故は丸6年が経過しても収束の目途は立たず、高線量被曝を伴う作業が今も続いている。事故処理費用は、昨年12月に示された試算では当初見込みを大幅に上回る約22兆円となっているが、「費用は50～70兆円におよぶ恐れがある」との民間シンクタンク・日本経済研究センターの指摘もあり、費用額がどこまで膨らむか予測できない。

このような事故を再び起こしてはならず、活断層があり地震による事故リスクが高い志賀原発の再稼働など論外である。さらに原子炉建屋への雨水流入で漏電事故を起こす等々、本社は原発を安全に管理・運転する能力に欠けているのではないかと危惧されている。

原発ゼロでも電力供給に問題は生じておらず、原子力の発電単価はむしろ高いことが露呈し、一方で再生可能エネルギーの発電コストは低下し続けている。今こそ高リスク・高コストの原子力から撤退し、消費者から選択される企業を目指すチャンスである。

○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

エネルギー資源に乏しい我が国では、安全確保を大前提に、原子力を活用すべきと考えております。国のエネルギー基本計画においても、原子力は「重要なベースロード電源」と明記されております。

当社は、「低廉で良質なエネルギーを安定的にお届けする」社会的使命を果たすため、供給安定性、経済性に優れ、発電時にCO₂を排出しない志賀原子力発電所の早期再稼働が最重要課題と考えております。新規制基準への適合性確認審査に的確に対応するとともに、安全性向上工事を着実に進め、十分な安全性を確保した上で、地域の皆さまのご理解のもと、早期再稼働を目指してまいります。

他事業者との受電契約や技術協力は、供給力確保や更なる安全性向上の観点から、いずれも必要です。また、当社は再生可能エネルギー導入を着実に推進しておりますが、現状では導入可能量や経済性等の面で課題があり、当社において原子力の代替電源と位置づけることは困難であります。

第4号議案 定款一部変更の件（2）

○議案内容

以下の章を新設する。

第8章 核燃料取得計画の抜本的見直し

第48条 本社は原子力発電事業から撤退するのに伴い、核燃料物質（ウラン）の購入計画、および六フッ化ウランへの転換役務契約、濃縮契約、志賀原子力発電所用燃料の成型加工役務について、新たな契約は一切行わない。

第49条 すでに確保済の核燃料物質に関しては、その取り扱いについての協議を、また契約済の役務等に関しては解約のための協議を、いずれも速やかに開始する。

第50条 契約済の新燃料についても、原子炉への搬入を行わない。

第51条 志賀原子力発電所1号機のプルサーマル計画は撤回し、MOX燃料の製造のための契約は一切行わない。

○提案理由

本公司は、2010年3月末時点で、志賀原子力発電所が計画通りに稼働したとしても2021年度までの累積所要量を上回る量のウランを確保済みだった。その翌年の福島原発事故以降、志賀原子力発電所は2基とも停止している。その間に敷地内活断層が見逃されていた可能性が指摘され、原子力規制委員会の有識者会合による調査で「活断層と解釈するのが合理的」との報告書がまとめられ、1号機は原子炉直下に活断層の疑いがあり廃炉を迫られている。2号機に関しても同様の懸念がある。それに加えて原子炉建屋への雨水流入による漏電事故の影響等もあり、両機とも稼働の見込みはない。

しかし2号機には新燃料搬入が繰り返され、燃料プール内の新燃料は633体となり、使用済み核燃料の3倍以上になっている。使う見込みのない核燃料をこれ以上増やさないために、核燃料取得計画を抜本的に見直し、解約等の必要な措置をとるために協議を速やかに開始するべきだ。

○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

当社は、十分な安全性を確保した上で、供給安定性、経済性に優れ、発電時にCO₂を排出しない志賀原子力発電所の早期再稼働を目指しております。そのため、再稼働後の安定運転に必要なウランについては、燃料加工に長期間を要するため計画的に確保しておく必要があります。

また、ウラン燃料のリサイクル（プルサーマル）につきましては、国のエネルギー基本計画において、「再処理やプルサーマル等を推進する」ことが明記されており、当社は、国の基本方針に従いウラン燃料のリサイクルを実施していくことが重要と考えております。

なお、志賀原子力発電所2号機原子炉建屋内への雨水流入事象に対しましては、再発防止対策に係る活動を確実に実施するとともに、原子力発電所の活動状況全般を監視する組織を新たに設置し、志賀原子力発電所のより高いレベルの安全性を目指してまいります。

第5号議案 定款一部変更の件（3）

○議案内容

以下の章を新設する。

第9章 使用済み核燃料のより安全な保管体制の確立

第52条 志賀原子力発電所1号機および2号機の使用済み核燃料プールに保管されている核燃料について、使用済み核燃料および新燃料のいずれに關しても、より安全な管理・保管方法について検討する。

第53条 使用済み核燃料の再処理は中止し、志賀原子力発電所1号機および2号機の使用済み核燃料プールに保管されている使用済み核燃料は、六ヶ所再処理工場に搬出しない。

○提案理由

現在の水冷式核燃料プールは、電源喪失で水の循環が止まれば冷却できなくなる。地震でプール壁面に亀裂が入り水が抜けても冷却不能となり、停止中でも燃料メルトダウンの恐れがあるので、乾式貯蔵方式等のより安全な保管体制を早く確立する必要がある。

六ヶ所再処理工場は2006年に試運転開始後、事故続きで未だに稼働できず、使用済み核燃料プールはほぼ満杯で、すでに施設が老朽化し始めている。しかも敷地近傍には大断層があり地震による事故リスクが大きい。

従来の再処理積立金は資産勘定だったので取り崩しできたが、国が新たに設置した再処理機構では機構への拠出金になり取り崩せなくなっている。たとえ債務超過で会社の存続が危うくなっても再処理を続けるしかないような制度への変更は、株主として到底容認できない。きわめて危険な上、環境負荷も甚大で、経済的にも合理性のない再処理は中止すべきである。

○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

使用済み燃料につきましては、再処理施設へ輸送するまでの間、発電所の使用済み燃料貯蔵プールにおいて適切に貯蔵・管理しており、その容量には十分な余裕があります。貯蔵プールは十分な耐震性を有するとともに、非常用電源の強化や注水手段の多様化等を図っており、現行の貯蔵方式は十分な安全性を有しております。

また、使用済み燃料の再処理につきましては、国のエネルギー基本計画において、使用済み燃料の処分に関する課題を解決し、将来世代のリスクや負担を軽減するために「再処理やプルサーマル等を推進する」ことが明記されております。加えて、電力システム改革による競争環境下においても再処理等を安定的・継続的に進めるため、再処理等拠出金法が昨年5月に成立し、国の一定の関与のもと再処理等を着実に実施していくための基盤が整備されております。当社は、国の基本方針に従い使用済み燃料の再処理を実施していくことが重要と考えております。

第6号議案 定款一部変更の件（4）

○議案内容

第4章第32条第1項および第5章第40条第1項を以下のとおり変更する。

《現行定款》

（取締役の責任免除）

第32条第1項 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

（監査役の責任免除）

第40条第1項 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

《変更案》

下線部分を追加する。

（取締役の責任免除）

第32条第1項 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

なお、この規定は原子力事業については適用除外とし、取締役は退任後においても無限責任を負う。ただし、「本会社は原子力発電事業からは撤退し、再生可能エネルギー中心に転換していくべきである」と取締役会において明確に主張した取締役については、その発言が取締役会の議事録に記載されていることを確認の上、責任免除規定を適用する。

（監査役の責任免除）

第40条第1項 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

なお、この規定は原子力事業については適用除外とし、監査役は退任後においても無限責任を負う。ただし、「本会社は原子力発電事業からは撤退し、再生可能エネルギー中心に転換していくべきである」と取締役会において明確に主張した監査役に
ついては、その発言が取締役会の議事録に記載されていることを確認の上、責任免除規定を適用する。

○提案理由

福島原発事故の避難者が国と東京電力を訴える集団訴訟は全国で27件以上、原告数は約1万2千人、個人による訴訟もあり、東電に対する訴えは終了したものも含め約380件に及ぶ。東京電力の旧経営陣に対して9兆円余の賠償を求める株主代表訴訟も進行中である。

いずれの訴訟も国や東京電力に対し原発事故を招いた過失責任を問い、故郷を奪われ避難を余儀なくされたことに対する精神的慰謝料を求めている。多くの人々があえて訴訟に踏み切ったのは、取り返しのつかない深刻な被害をもたらしているにもかかわらず、東京電力がきちんと責任をとろうとしていないからだ。

取締役らは常に公益企業としての社会的責任を考えて経営判断を行うべきで、福島原発事故を体験した後になお、活断層が否定できない地盤上にある志賀原発を再稼働しようというのであれば、安易に責任免除を求めることなどは道義的に許されない。

○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

取締役等の責任免除に係る定款規定は、取締役の職務執行の過度な委縮の抑止等が目的とされており、当社においては第78回定時株主総会においてご承認いただいたものです。

この定款規定は、法令に従い、善意でかつ重大な過失がない場合にのみ、取締役等の責任を一定の限度まで免除することができるもので、その責任のすべてを免除するものではなく、また、一定数の議決権を有する株主の異議があれば責任免除が認められず、株主の皆さまの意思が反映される仕組みになっております。

したがいまして、ご提案の定款変更の必要はないと考えております。

当社は、志賀原子力発電所の安全対策につきまして、地域の皆さまにご安心いただけるよう、再稼働に向けて安全対策を着実に実施するとともに、原子力防災体制の強化や他事業者との技術協力を通じた更なる安全性向上への取組みを着実に進めるなど、世界最高水準を目指した安全対策を推進してまいります。

第7号議案 定款一部変更の件（5）

○議案内容

第4章第31条を以下のとおり変更する。

《現行定款》

（相談役）

第31条 本会社に相談役若干名を置くことができる。

2 相談役は、取締役会の決議をもって委嘱する。

《変更案》

（相談役等）

第31条 本会社は、相談役、顧問、参与等は置かない。

○提案理由

本会社では、会長が退任後、相談役として社内に残ることが続いているようである。また、顧問や参与という役職もあるようだが、相談役も含めそれらの名簿や業務内容および報酬額は全く公表されず、極めて不透明な状況である。そのような中で、昨年秋に富山県議会などの政務活動費や政党助成金不正問題が発覚したが、それらの不正に関わった議員の中には、本会社の参与の肩書を名乗る議員も含まれており、本会社の不正問題への関与が問われかねない事態である。

時あたかも本年1月27日に政府の未来投資会議の中間報告が発表され、退任した経営幹部が相談役や顧問に就いて経営陣に影響力を行使する慣行の見直しを検討することになった。本会社も、福島原発事故の教訓から何ら学ぶことなく志賀原発再稼働に固執する社長らの硬直した経営方針から脱却するためにも、相談役などの役職は置かず、経営の近代化や透明性確保への改革姿勢を示すべきである。

○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

当社は、相談役、顧問、参与を当社業務上の必要に応じて委嘱しております。

相談役は、業務全般にわたって現職経営層からの相談を受けた場合に適宜助言する役割を担うとともに、地域の各種団体等から要請を受けた対外的な活動の一部を担っております。現職経営層は、相談役の助言にかかわらず、あくまで自らの責任により誠実に経営判断を行っております。

また、顧問は、社長から委嘱を受けた特命事項について業務を遂行する役割を担っております。

一方、参与は、年1、2回開催する参与会において、当社事業の重要事項についての意見をいただくため、県議会議長から推薦のあった議員数名に委嘱し、報酬として県の条例に準拠した日額手当を支給しております。こうした取組みは、地域に根差した事業を展開する当社にとって貴重な機会であります。

したがいまして、ご提案の定款変更の必要はないと考えております。

第8号議案 定款一部変更の件（6）

○議案内容

以下の章を新設する。

第10章 役員報酬等の個別開示

第54条 本会社の個々の取締役および監査役、相談役、顧問等の報酬、賞与その他の業務執行の対価として会社から受け取る財産上の利益は、遅滞なく公表する。

○提案理由

株主は取締役会に会社の経営を委任しており、取締役の重い責任とその報酬額が見合っているか、株主が個別に判断できるようにするのは当然のことである。しかし、取締役及び監査役に対する報酬等は総額しか公表されず、株主が個別に判断することは不可能となっている。報酬額は明確な基準のもとに決定されているはずであり、取締役会には基準の根拠を説明し、その額が適当かどうかの判断材料を株主に提示する責務がある。監査役等についても、同様である。

本会社は電力供給という公共性が極めて高い事業を営んでおり、そもそも報酬の原資は電気料金なのだから、自治体の長や議員などの報酬額が開示されているのと同様に、取締役等の報酬は個別開示すべきものであり、「プライバシー保護の観点等から」という非開示の理由は不当である。

○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

取締役および監査役の報酬限度額につきましては、それぞれ株主総会において決議いただいております。その範囲内で、取締役については社外取締役3名と会長・社長の5名による報酬に関する会議での審議を経て取締役会で、監査役については監査役の協議により、各人の報酬額を決定しております。

取締役賞与につきましては、各事業年度の業績等を勘案し、支給の都度、株主総会で総額を決議いただき、取締役会で各人の賞与額を決定しております。

取締役会としては、法令に基づき、経営に係るコストとして取締役および監査役に支給される報酬等の総額を事業報告において開示しております。

このような方法は、適法と認められており、一般的にも採用されております。

また、相談役および顧問等は当社業務上必要に応じて委嘱しており、報酬等は委嘱内容に応じて適正な金額を決定しております。

なお、各人の報酬額についてはプライバシー保護の観点等から開示しておりません。

以上

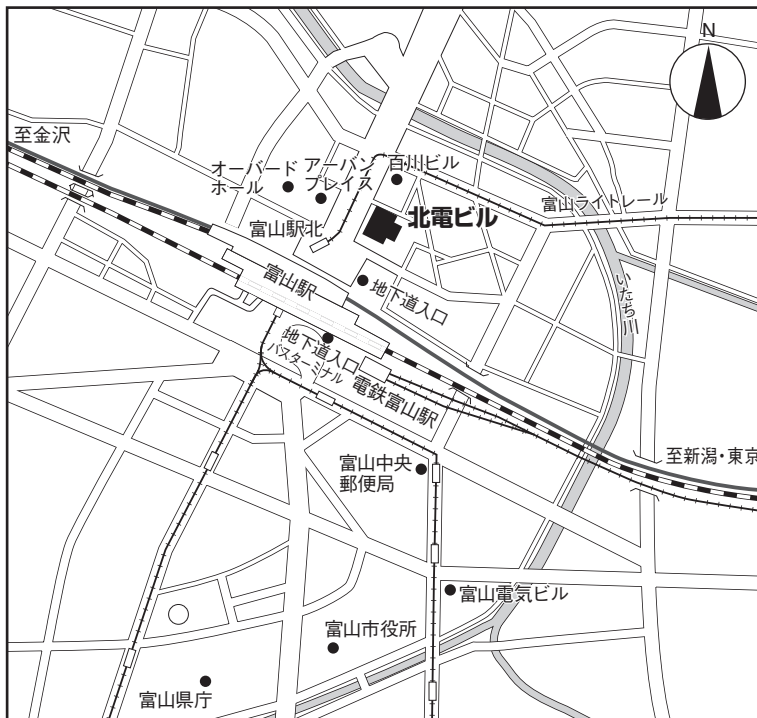
—メ モー

—メ モー

株主総会会場ご案内

会 場 富山市牛島町15番1号

北電ビル 2階大ホール



- 富山駅北口から徒歩で約1分です。
(駅の南口からは、東側約70メートル付近に、北電ビル前へ通じる地下道があります。)
- 会場には駐車場がございませんので、公共交通機関等をご利用願います。

本年から、株主総会当日に配布しておりましたお土産はとりやめさせていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。